



島根県報

平成28年10月11日（火）

第2,843号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第85号）

1 規則の概要

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第2・別表第3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2(3)中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年所得税法等改正法」という。）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

別表第3備考2(3)中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに平成28年所得税法等改正法附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第608号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成28年10月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
樋口 強	小児科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成28年9月30日
福間 安彦	内科	医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45	平成28年9月30日
都 ふかみ	内科	都医院	浜田市治和町イ110-2	平成28年9月30日